

松田ブランド認定品募集要項

1. 松田ブランド認定事業とは

「松田ブランド認定事業」は、大都市近郊に位置し、かつ豊かな自然を有する松田町を広く発信するために開発された産品等を認定することにより、町のイメージアップと産業振興を図ることを目的としています。

2. 認定申請について

(1) 認定対象

認定対象は、次の各号のいずれかに該当する商品及び松田の地域資源に関連付けられた経済的価値のある、申請者がその権利を所有するものに限ります。

- ①松田生まれ（松田町内で生産されたもの又は採(補)れたものを原料として使用したもの）
- ②松田育ち（松田町内で加工されたもの）
- ③松田発（松田町内に存するものが発売元、発信元となっているもの）

(2) スケジュール

- ①募集期間 令和7年6月2日（月）～10月31日（金）
- ②質問・回答 本件の募集に係る資料（町ホームページに掲載）への質問がある場合は、同ページ内のフォームにて受け付けいたします。質問受付日から5日以内にメールにて回答いたします。
- ③モニタリング会 12月上旬（予定）
※申請事業者様のご出席の必要はありません。
- ④審査会 1月中旬（予定）
※申請事業者様には、商品についてのプレゼンテーション（質疑応答を含めて15分程度の予定）を行っていただきます。
- ⑤発表 2月下旬（予定）

(3) 松田ブランド認定要領・認定基準

別添「松田ブランド認定要領」「松田ブランド認定基準」をご参照ください。

(4) 選考方法

- ①一般公募のモニターにより構成されるモニタリング会において、松田ブランドモニタリングシートに基づき採点します。
- ②松田ブランド認定委員会による審査会を開催し、申請者によるプレゼンテー

ション内容を松田ブランド認定基準に則った審査項目に基づき審査をします。

(5) 申請書類等

次の①～⑤を募集期間内に松田ブランド認定委員会事務局までご提出ください。

- ①松田ブランド認定申請書（第1号様式）
- ②誓約書（第2号様式）
- ③松田ブランド認定申請品「PRシート」及び「チェックシート」
- ④許認可を必要とする事業者の場合は、事業に必要な許可書等の写し
- ⑤その他任意の書類（カタログ・パンフレット等）
- ⑥申請品のサンプル（モニタリング会10名分、審査会15名分）※
（※⑥については、別途指定する日にお持ちください。）

(6) 申請に関する留意事項

- ①申請書類等は返却いたしません。必要な場合は複写などをお取りください。
- ②申請品が認定された場合、申請者は、町が実施するイベント等で申請品を展示又は販売する場合があることを事前に了承するものとします。
- ③申請品が認定された場合、申請品の写真や説明文等をホームページや製作物、新聞・雑誌・テレビ・ラジオなどの取材記事・報道等に使用することを事前に了承するものとします。

(7) 申請先・お問い合わせ先

申請書類を全てご用意の上、直接次の申請先に持参するか、郵送により応募してください。

〒258-8585 神奈川県足柄上郡松田町松田惣領2037 松田町役場観光経済課内
松田ブランド認定委員会事務局

T E L 0465-83-1228

F A X 0465-83-5031

メールアドレス shoukou@town.matsuda.kanagawa.jp